

社会福祉法人松光会 特別養護老人ホーム静原寮
指定短期入所生活介護事業所運営規程

(目的)

第1条 社会福祉法人松光会特別養護老人ホーム静原寮指定短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という）が行う指定短期入所生活介護（以下「事業」という）の適正な運営を確保する為には人員及び管理運営に関する事項を定めるとともに、要介護状態等にある利用者の心身の状況若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的・精神的な負担の軽減等を諒る為に、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、適正なサービスを提供することを目的とする。

(運営方針)

- 第2条 事業所は、介護保険法その他の法令「京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、施設及び運営の基準等に関する条例（平成25年1月9日京都市条例第39号）」、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）」等に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。
- 2 利用者が要介護状態になった場合においても、その利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営む事が出来るように配慮して、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練を行う事により、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。
- 3 利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業の運営にあたっては、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努める。

(事業者の名称)

第3条 この事業を行う事業者の名称は「特別養護老人ホーム 静原寮 指定短期入所生活介護事業所」と称する。

(事業所の設置)

第4条 事業所は、京都市左京区静原町582番地の1に設置する。

(実施主体)

第5条 事業の実施主体は、社会福祉法人松光会とする。

(職員の職種、員数及び職務内容)

第6条 事業所に勤務する職種、員数（施設内職員総数）及び勤務内容は以下のとおりとする。

- 1 管理者 常勤1人
施設の職員の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- 2 医師 常勤1人
利用者の健康管理を行うと共に、必要に応じ利用者の診療を行う。
- 3 生活相談員 常勤1人以上
利用者及び家族の必要な相談に応じると共に、適切なサービスが提供されるよう施設内のサービスの調整、他機関との連携において必要な役割を果たす。
- 4 看護職員 常勤換算方法で3人以上（うち1人以上は常勤の者とする）
健康チェック等を行うことにより、利用者の健康状態を的確に把握すると共に、利用者がサービスを利用するために必要な処置を行う。

- 5 介護職員又は看護職員 常勤換算法で合計34人以上（介護職員については、常勤の者を常時1人以上配置する）

施設サービスの提供にあたり、利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対して適切な介護を行う。

- 6 機能訓練指導員 非常勤1名

利用者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

- 7 管理栄養士 常勤1人

栄養並びに利用者の身体の状態及び嗜好並びに適時適温を考慮した食事の提供が行えるよう必要な役割を果たす。

- 8 介護支援専門員 常勤換算法で1人以上

施設サービス計画の作成に関する業務を担当する。

- 9 調理員（給食業者に委託）

管理栄養士の指示により調理業務を行う。

- 10 事務職員・作業員 3名

施設の維持・運営に必要な事務等を行う。

（利用定員）

第7条 利用定員は次のとおりとする。

特別養護老人ホームの入所定員及び居室の定員を超えない利用者数とする（空床利用型）。

（短期入所生活介護事業の内容及び料金その他費用）

第8条 短期入所生活介護の内容は次のとおりとし、指定短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

イ 入浴、排泄、食事等の介護、その他必要な身体の介護

ロ 日常動作訓練

ハ 健康チェック

ニ 居宅と事業所との間の送迎

ホ その他関連する事項

- 2 法定代理受領サービスに該当しない短期入所生活介護サービスを提供した際には、介護報酬告示上の額に食費及び居住費を加えた額の支払いを受けるものとする。

- 3 その他の費用については、利用者から次に掲げる費用の額の支払いを受けることができる。

一 食事の提供に要する費用

1,445円（1日あたり 朝食：301円 昼食：622円 夕食：522円）

二 滞在に要する費用

従来型個室 1,760円（1日あたり）

多床室 915円（1日あたり）

三 おやつ代

100円（1日あたり）

四 利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

実 費

五 送迎に要する費用

・通常の送迎実施地域

無 料

左京区（静岡市、鞍馬、岩倉、大原）、北区（上賀茂）

・その他の地域①

250円

- 左京区（下鴨、松ヶ崎、修学院、高野、山端、上高野、一乗寺、八瀬）、
 北区（西賀茂、大宮、紫竹、小山、紫野、上清蔵口町）
- ・その他の地域② 1,250 円
- 左京区及び北区（上記地域を除く）、上京区・中京区・下京区・東山区（全域）、
 右京区（西院、山ノ内、太秦安井、花園、竜安寺、宇多野、御室、山越、常盤、太秦）
- 六 理美容代 訪問業者の料金表による
- 七 利用者の希望により金銭等の管理を行ったことに伴い必要となる費用
 1,500 円（1 箇月あたり）
- 八 レクリエーションや行事の材料代 実 費
- 九 複写物の交付に伴い必要となる費用 1 枚につき 10 円
- 十 利用取消費用
 契約者が利用予定日の前日までに利用中止の申し出がなく、利用予定当日以降に利用中止の申し出をされた場合は、取消料として 1,400 円（当日の食費相当）をお支払い頂きます。
 但し、契約者の入院その他正当な事由がある場合は、この限りではありません。
 又契約者が迷惑行為や禁止行為等により、退去を求められた場合も、当日分につき上記同様の取消料をお支払い頂きます。
- 十一 その他、短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者が負担することが適当と認められる費用
 実 費
- 4 前項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者またはその家族に対し、サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。
- 5 前3項一、二については、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者にあつては、当該認定証に記載された負担限度額を徴収する。
 （サービス利用にあたっての留意事項）
- 第9条 利用者は指定短期入所生活介護の提供を受ける際に、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意するものとする。
 （緊急時における対処方法）
- 第10条 職員は、指定短期入所生活介護の提供を行っている際に、利用者の病状に急変の生じた場合、又その他必要な場合には、すみやかに主治医又は協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。
 （非常災害対策）
- 第11条 非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、年2回以上定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。
 （衛生管理等）
- 第12条 利用者の使用する食器その他の設備または飲用に供する水について、衛生的な管理に努める。また、衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。
- 2 事業所は、施設内で感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずよう努める。

(秘密の保持)

第13条 事業所の職員は、正当な理由なくその事実上知り得た利用者及びその家族等の秘密を漏らしてはならない。またその秘密を保持するために必要な措置を講ずる。さらにサービス担当者会議等、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携のために、利用者又はその家族等の個人情報を用いる場合は、利用者やその家族等の同意を、あらかじめ文書で得る。ただし、利用者やその家族から申し出があった場合は、当事業での当該利用者に対する短期入所生活介護の実施状況に関する書類を交付する。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じる。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- 二 虐待の防止のためのマニュアルを整備する。
- 三 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- 四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高年齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに、市町村に通報する。

(身体拘束廃止に関する事項)

第15条 事業所は原則として身体拘束及びその他の行動制限を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じる。

- 一 身体拘束防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- 二 身体拘束廃止のための指針及びマニュアルを整備する。
- 三 従業者に対し、身体拘束廃止のための研修を定期的実施する。
- 四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 五 やむを得ず身体拘束を行う場合は、マニュアルにしたがって対応する。

(業務継続計画に関する事項)

第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

- 一 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 二 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第12条 事業者の会計は、毎年4月1日から翌年の3月31日の会計期間とする。

- 2 職員の資質向上の為に研修の機会を確保し、又業務体制を整備する。
- 3 職員及び職員であったものは、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者及び家族等の秘密を漏らしてはならない。又その必要な措置を講ずる。
- 4 サービスの提供にあたっては、利用者の心身の状況に応じ、自立支援と日常生活の充実に資するように適切な技術をもって行わなければならない。
- 5 サービスの提供にあたっては、当該利用者及び他の利用者等の生命又は身体を保護するため

緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。

- 6 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体状況及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行わなければならない。
- 7 利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行わなければならない。
- 8 医師及び看護職員は、常に利用者の健康保持の為の適切な処置をとらなければならない。
- 9 事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜レクリエーション行事を行わなければならない。
- 10 事業所は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談・助言を行うとともに、必要に応じ短期入所生活介護計画を作成しなければならない。
- 11 事業所は、指定短期入所生活介護の提供に際しては、指定を受けた入所定員及び居室の定員を超えて利用させてはならない。ただし、災害その他止むを得ない事情がある場合はこの限りではない。
- 12 事業の運営にあたっては、地域住民やその他自発的な活動等との連携・協力を行うなど、地域との交流に努めなければならない。
- 13 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人松光会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

- (附則)
1. この規程は平成12年4月1日より施行する。
 2. この規程は平成15年3月17日より施行する。
 3. この規程は平成15年4月1日より施行する。
 4. この規程は平成16年4月1日より施行する。
 5. この規程は平成17年4月1日より施行する。
 6. この規程は平成17年10月1日より施行する。
 7. この規定は平成18年4月1日より施行する。
 8. この規程は平成19年4月1日より施行する。
 9. この規程は平成19年10月1日より施行する。
 10. この規程は平成20年4月1日より施行する。
 11. この規程は平成21年4月1日より施行する。
 12. この規程は平成22年4月1日より施行する。
 13. この規定は平成22年12月21日より施行する。
 14. この規定は平成23年4月1日より施行する。
 15. この規定は平成24年4月1日より施行する。
 16. この規定は平成25年4月1日より施行する。
 17. この規定は平成26年4月1日より施行する。
 18. この規定は平成27年8月1日より施行する。
 19. この規定は平成31年4月1日より施行する。

- 20. この規定は令和元年10月1日より施行する。
- 21. この規定は令和2年4月1日より施行する。
- 22. この規定は令和6年4月1日より施行する。
- 23. この規定は令和6年8月1日より施行する。
- 24. この規定は令和7年4月1日より施行する。